

まちづくりセンター自主サークル会則（案）

第1条名称・所在地

本会は「〇〇〇〇〇〇〇〇」サークルと称し、所在地は〇〇〇〇〇〇〇とする。

第2条目的

本会は、〇〇〇の学習をとおして、関連知識の向上と、会員相互の研鑽、親睦をはかることを目的とする。

第3条会員

本会の会員は、会の趣旨に賛同し、入会を希望するものとする。

第4条活動内容

目的を達成するため、以下の活動を原則として「〇回/月」行うものとする。

なお、活動場所は〇〇〇〇まちづくりセンター〇〇〇室、活動日は原則として第〇〇〇〇日を基本とする。

- ① 〇〇〇〇学習会の開催（定例会）
- ② 発表会・作品展の参加及び開催
- ③ 地域活動への積極的な参加（公民館祭り等）
- ④ その他付帯活動への参加（非定例会）
- ⑤ 他の団体との交流

第5条役員・任期・担務

本会は次の役員を置くこととし、任期は1年間とする。

ただし、再任は妨げないものとする。

代表（1名）は本サークルの運営を統括し、代表となる。

幹事（2名）代表を補佐し、代表不在時等は代表の職務を代行する。

会計（1名）会費の徴収・支払い・管理等の経理事務を行う。

第6条会費

本会の会費は、「/月」（運営費+参加費）とし、会費の徴収は前納とする。

なお、本会入会に当たっての入会金は徴収しない。

第7条会計年度

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

第8条総会及び役員会

①本会の総会は「1回/年」開催とし、代表が招集する。

②役員会は、必要に応じて代表が招集する。

第9条役員改選

本会の役員改選は、原則として総会において行うものとする。

第10条役員会

役員会の開催は適宜行うものとする。

第11条会員の脱会

会員の脱会は以下のとおりとし、基本的に既納入会費の返還等は行わないものとする。

- ①本人からの申し出
- ②会費の長期滞納
- ③その他

第12条雑則

本会則に規定のない事項については、必要により総会及び役員会議により決定する。

第13条会則の発効

本会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。